

JILPT 資料シリーズ

No. 145 2014年10月

多様な正社員に関する解雇判例の分析



多様な正社員に関する解雇判例の分析

まえがき

近年、職務（職種）あるいは勤務地等について限定が付されて就労する、「多様な正社員」（限定正社員）制度の導入が注目を集め、重要な政策課題となっている。そして、「多様な正社員」をめぐる議論にあって、その雇用終了、とりわけ解雇をめぐるルールのはり方は、重要な課題といえる。すなわち、かかる「多様な正社員」の解雇ルールは、職務（職種）・勤務地等に限定が付されていない、従来からの典型的な正社員における解雇ルールと異なるのか否か、異なるとすればそれはいかなる点において、どの程度異なるのかが議論の焦点であるといえよう。

このような問題を考察するに当たっては、従来、職務（職種）や勤務地に限定が付されている期間の定めのない労働者に対する解雇事案において、裁判所がどのような法的判断を行ってきたのかを検討してみることが有益であると思われる。しかしながら、現在のところ、この点を網羅的に分析・検討した研究は存在しない。

そこで、労働政策研究・研修機構では、判例において解雇権濫用法理（現在の労働契約法16条）が確立して以降において、上記のような限定が付されている期間の定めのない労働者に対する整理解雇および能力不足解雇に係る裁判例を網羅的に収集するとともに、そこでの裁判所による法的判断の傾向につき、分析を行った。

本資料シリーズが多くの人々に活用され、今後の労働法政策に関わる政策論議に役立てば幸いである。

2014年10月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 菅野和夫

執筆担当者

氏名	所属	執筆箇所
やまもと ようた 山本 陽大	労働政策研究・研修機構研究員	第一章、第二章、 第三章、第四章
ほそかわ りょう 細川 良	労働政策研究・研修機構研究員	第二章、第三章、 第四章

(注) 担当箇所が重複している場合には、共著である。

目 次

第一章 はじめに

第一節 研究の目的	1
第二節 研究の手法	1
第三節 分析対象裁判例	2

第二章 分析対象裁判例の傾向分析

第一節 整理解雇事案	5
1. 事案の分類	5
2. 限定性に係る明示の有無	5
3. 限定性に係る判断要素	6
4. 限定性が法律判断に及ぼす影響の態様	7
第二節 能力不足解雇事案	13
1. 事案の分類	13
2. 限定性に係る明示の有無	13
3. 限定性に係る判断要素	14
4. 限定性が法律判断に及ぼす影響の態様	15

第三章 分析対象裁判例の個票

第一節 整理解雇事案	21
1 米軍立川基地事件	21
2 住友重機玉島製造所事件	22
3 東洋酸素事件	24
4 佐伯学園事件	26
5 千代田化工建設（本訴）事件	28
6 ザ・チェース・マンハッタン銀行事件	30
7 観智院事件	32
8 スカンジナビア航空事件	33
9 ナショナル・ウエストミンスター銀行（第一次仮処分異議申立）事件	35
10 ナショナル・ウエストミンスター銀行（第二次仮処分）事件	37
11 全日本海員組合事件	39
12 角川文化振興財団事件	41
13 ナショナル・ウエストミンスター銀行（第三次仮処分）事件	43
14 峰運輸事件	45

15	広川書店事件	46
16	シンガポール・デベロップメント銀行（仮処分異議申立）事件	48
17	シンガポール・デベロップメント銀行（本訴）事件	50
18	ワキタ（本訴）事件	52
19	ミニット・ジャパン事件	54
20	厚木プラスチック関東工場事件	56
21	鐘淵化学工業（東北営業所）事件	58
22	東洋印刷事件	61
23	東洋水産川崎工場事件	62
24	大誠電機工業事件	64
25	東北住電装事件	65
26	パソナ（ヨドバシカメラ）事件	67
27	東光パッケージ事件	68
28	大隅事件	69
29	全国農業協同組合連合会事件	71
30	フェイス事件	72
31	トムス事件	74
32	クレディ・スイス事件	76
33	学校法人村上学園事件	78
34	VICTORSPORTS 事件	80
35	PwC フィナンシャル・アドバイザー・サービス事件	81
第二節 能力不足解雇事案		84
36	帝国興信所事件	84
37	EC 駐日代表部（本採用拒否）事件	86
38	フォード自動車事件	88
39	アド建設設計事務所事件	91
40	持田製菓事件	93
41	横浜米海軍基地事件	95
42	エイゼットローブ事件	97
43	禁野産業事件	99
44	北海道龍谷学園事件（旧：小樽双葉女子学園事件）	101
45	日本エマソン事件	103
46	プラウドフットジャパン事件	104
47	全日本空輸（退職強要）事件	106
48	朝日新聞社事件	108

49	中川工業事件	110
50	ヒロセ電機事件	112
51	自警会東京警察病院事件	114
52	日水コン事件	115
53	横浜市学校保健会（歯科衛生士・解雇）事件	117
54	国（在日米軍司令部・解雇）事件	119
55	東京エムケイ事件	121
56	A病院（医師・解雇）事件	123
57	類設計室事件	124
58	日本基礎技術事件	125
59	ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー事件	127
60	コアズ事件	129
61	ブルームバーグ・エル・ピー事件	130

第四章 分析対象裁判例の整理表

第一節	整理解雇事案	133
1	米軍立川基地事件	133
2	住友重機玉島製造所事件	134
3	東洋酸素事件	135
4	佐伯学園事件	136
5	千代田化工建設（本訴）事件	137
6	ザ・チェース・マンハッタン銀行事件	138
7	観智院事件	139
8	スカンジナビア航空事件	140
9	ナショナル・ウエストミンスター銀行（第一次仮処分異議申立）事件	141
10	ナショナル・ウエストミンスター銀行（第二次仮処分）事件	142
11	全日本海員組合事件	143
12	角川文化振興財団事件	144
13	ナショナル・ウエストミンスター銀行（第三次仮処分）事件	145
14	峰運輸事件	146
15	広川書店事件	147
16	シンガポール・デベロップメント銀行（仮処分異議申立）事件	148
17	シンガポール・デベロップメント銀行（本訴）事件	149
18	ワキタ（本訴）事件	150
19	ミニット・ジャパン事件	151

20	厚木プラスチック関東工場事件	152
21	鐘淵化学工業（東北営業所）事件	153
22	東洋印刷事件	154
23	東洋水産川崎工場事件	155
24	大誠電機工業事件	156
25	東北住電装事件	157
26	パソナ（ヨドバシカメラ）事件	158
27	東光パッケージ事件	159
28	大隅事件	160
29	全国農業協同組合連合会事件	161
30	フェイス事件	162
31	トムス事件	163
32	クレディ・スイス事件	164
33	学校法人村上学園事件	165
34	VICTORSports 事件	166
35	PwC フィナンシャル・アドバイザー・サービス事件	167
第二節 能力不足解雇事案		168
36	帝国興信所事件	168
37	EC 駐日代表部（本採用拒否）事件	169
38	フォード自動車事件	170
39	アド建設設計事務所事件	172
40	持田製薬事件	173
41	横浜米海軍基地事件	175
42	エイゼットローブ事件	176
43	禁野産業事件	177
44	北海道龍谷学園事件（旧：小樽双葉女子学園事件）	178
45	日本エマソン事件	179
46	プラウドフットジャパン事件	180
47	全日本空輸（退職強要）事件	181
48	朝日新聞社事件	182
49	中川工業事件	183
50	ヒロセ電機事件	184
51	自警会東京警察病院事件	185
52	日水コン事件	186
53	横浜市学校保健会（歯科衛生士・解雇）事件	187

54	国（在日米軍司令部・解雇）事件	188
55	東京エムケイ事件	189
56	A病院（医師・解雇）事件	190
57	類設計室事件	191
58	日本基礎技術事件	192
59	ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー事件	193
60	コアズ事件	194
61	ブルームバーグ・エル・ピー事件	195